上記の議定書第Ⅰ章第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査

上記の議定書第Ⅰ章第８規則及び第13規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(3)の規定を適用する場合における５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第Ⅰ章第13規則(3)の規定に従って……まで効力を有するものとする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

更新検査が完了し、上記の議定書第Ⅰ章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第Ⅰ章第13規則(4)の規定に従って……まで効力を有するものとする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第Ⅰ章第13規則(5)の規定に従って……まで効力を有するものとする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(7)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、……とする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、……とする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）

注１　漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。
注２　該当しないものを抹消すること。
注３　上記の議定書第Ⅰ章第13規則(1)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。当該日に対応する各年の日は、同規則(7)の規定に従って改められる場合を除くほか、同章第２規則(23)に規定する検査基準日となる。
注４　追加的な検査のための欄を設けることができる。

２　免除証書の様式

国際漁船免除証書

（公の印章）　（国名）

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する
1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、
……（国の名称）の政府の権限の下に、……（権限を与えられた者又は団体）が発給する。

漁船の要目（注１）
船名……
船舶番号又は信号符字……
船籍港……
長さ（Ｌ）（第Ⅰ章第２規則(5)）／総トン数（第Ⅰ章第２規則(22)）（注２）……

この証書は、次のことを証明する。

上記の議定書第……章第……規則の規定により与えられた権限に基づき、この漁船が同議定書……の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、……まで効力を有する。

……（証書の発給の場所）において発給した。

……（発給の日）　……（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）
（必要に応じて、証書を発給する当局の印章）

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(3)の規定を適用する場合における５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第Ⅰ章第13規則(3)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、……まで効力を有するものとする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）
場所……
日……
（必要に応じて、当局の印章）